

特定非営利活動促進法の改正について

1. 審議経過

6月8日（水）

衆議院内閣委員会において、岸本周平議員（民主）、塩谷立議員（自民）、高木美智代議員（公明）、塩川鉄也議員（共産）及び浅尾慶一郎議員（みんな）から、民主党・自民党・公明党・共産党・みんなの党の共同提案により、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案の起草案を成案とし、同委員会提出法律案として決定すべしとの動議が提出。

同日、岸本議員から趣旨説明、遠山清彦議員（公明）から提出者（岸本議員）に対する質疑、玄葉国務大臣から内閣意見の聴取が行われた後、起草案を成案として同委員会提出法案とすることを全会一致で決定。

6月9日（木）

衆議院本会議において、全会一致で可決。（同日、参議院内閣委員会に付託）

6月14日（火）

参議院内閣委員会において、荒井聰衆議院内閣委員長から趣旨説明、牧山ひろえ議員（民主）、岡田広議員（自民）及び谷合正明議員（公明）から、政府（玄葉大臣及び逢坂総務大臣政務官）及び提出者（岸本議員）に対して質疑が行われた後、全会一致で可決。

また、各派から附帯決議が提出され、全会一致で可決。

6月15日（水）

参議院本会議において、全会一致で可決・成立。

※ 法律の施行は、来年4月1日。

2. 会計関係の国会質疑

(注) 現時点では、国会から議事録が公表されていないことから、研究会の資料として事務局でメモ起こしを行ったものです。

このため、正式な議事録ではないことに御注意ください。

6月14日(木) 参議院 内閣委員会

○ 岡田 広 議員(自民)

まずNPO法人の会計基準についてお尋ねをしたいと思いますが、今回のNPO法の一部改正では、これまで国税庁が行っていた認定事務を都道府県知事又は指定都市の長が行うということになるわけですが、その場合に、この認定の要件を満たしているのか、会計は適正に行われているかなどの情報が必要になると思います。現在は民間主導で策定した会計基準をベースに財務諸表が作成されているわけですが、会計処理がまちまちでNPO法人間の比較がなかなか難しいというのが現状ではないかと思っています。

今後、地方自治体が認定、監督事務を行うわけですが、国で統一的な会計基準の整備を行うのか、それともこれまで同様、民間で策定して会計基準を追認するのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○ 逢坂 誠二 総務大臣政務官

会計基準につきましては、岡田先生御指摘のとおり、これは非常に大事なものだと思っています。それを根拠にしてNPOの信頼を高めていくということが非常に大きな要件だと思います。

これまでの経過を若干申し上げますと、内閣府の国民生活審議会、これ平成19年でございますが、特定非営利活動法人制度の見直しに向けた報告書を取りまとめてございます。この中で3つの指摘がされておりまして、まず会計基準の必要性、これをちゃんとすべきだということを指摘している。それから2つ目として、会計基準が強制的なものではなくて、目安として取り扱われるべきだという指摘。そして、その策定に当たっては行政が協力して民間主導でやるべきだという指摘が19年にされているところでございます。それらを踏まえまして、御案内のとおり、昨年7月に民間主導によりましてNPO法人会計基準が取りまとめられているところでございます。

政府の方ではこんな経過もございますので、国がこう決めつけるということではなくて、民間主導の取組に協力をする中でこの会計基準の明確化というものをしてはどうかと考えているところでございます。

そんな経過の中で、今年の5月、内閣府に研究会を発足させまして、NPO法人会計基準の民間が作ったものの成果を取り入れながら、新たな会計の手引き、これを本年の秋ごろまでに策定をしたいと考えているところでございます。こういうプロセスの中で、会計基準がよりしっかりしていくよう進めてまいりたい、そう考えております。

○ 谷合 正明 議員（公明）

NPO法第5条第2項について質問させていただきたいんですが、先ほどの質問と関わるところもあるんですが、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。」とあります。このその他事業と本体事業、2つの会計は1枚の活動計算書、今は収支計算書となっておりますが、活動計算書においても当然区分されなければならないと考えるわけですが、ただ、貸借対照表上まで区分することは求められていないと理解しますが、政府の見解を聞かせていただきたいと思います。

○ 逢坂 誠二 総務大臣政務官

今の御指摘でございますけれども、法律上、その他の事業について利益を生じた場合、本来事業のためにその収益を使用しなければならないという規定がございまして、それらを明確にする意味で貸借対照表においても分けてもらった方がよいのではないかということで、法の規定ではないんですけれども、そういうことをより確実にするためのツールとしてこれまで活用してきたという経過があるというふうに認識をしております。

ただ、今先生御指摘のとおり、その貸借対照表を分離するというのは、これはなかなか骨の折れる作業だというふうに私も認識をしておりますので、今後におきましては、この法の目的がちゃんと達成されるように、仮に貸借対照表を分離しなくてもよい方法があるのかどうかを、先ほど申し上げました内閣府に立ち上げた研究会の中での検討課題の一つに取り上げてみて、わざわざ分離する必要もないということであれば、その方向も探してみたいというふうに思います。

○ 谷合 正明 議員（公明）

是非、これからの研究会の中で検討がされるということでございますので、本当にNPOを實際される側の立場に立ってみると、結構煩雑な作業に、そのために人を割かなきゃいけないという何か本末転倒のようなことも発生しかねない問題でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

この点について、もし立法者の方から御意見があればよろしくお願ひします。

○ 岸本 周平 衆議院議員（民主）

この点につきましては、今、逢坂政務官のお答へのおりであります、立法者といたしましては、例えば、その他事業から特定非営利活動事業への繰入れが適切に行われているということがフローの方で分かれば、活動計算書で分かれば、これを貸借対照表でまで明らかにする必要は全くないというふうに考へております。